

令和6年度保育料等のお知らせ

令和6年度の保育料及び保育所等給食費の基準額については、下の表のとおりとなります。
また、保育料等の軽減については裏面をご覧ください。

【令和6年度保育料・保育所等給食費基準額表】

(月額・円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料基準額	保育所等給食費
		3号認定	1・2号認定
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	8月までは前年度分、9月からは当年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	0
		母子世帯等	0
第3階層		均等割りのみ課税	12,800
		母子世帯等	6,300
第4階層		48,600円未満	15,600
		母子世帯等	7,200
第5階層		62,800円未満	23,300
		母子世帯等	7,200
第6階層		77,101円未満	23,800
		母子世帯等	7,200
第7階層		97,000円未満	24,100
第8階層		169,000円未満	30,100
第9階層		211,200円未満	34,600
第10階層		301,000円未満	38,700
第11階層		325,000円未満	43,200
第12階層		349,000円未満	47,800
第13階層		373,000円未満	52,100
第14階層		397,000円未満	64,400
第15階層		397,000円以上	83,700

※ 第5階層の保育所等給食費は市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯までは無料です。

※ 保育料・保育所等給食費における年齢基準は令和6年4月1日時点の年齢です。

【保育料及び保育所等給食費の軽減について】

(1) 多子世帯

①【国による利用者負担軽減】※申請は不要です。

条件	第2子	第3子以降
認可保育所等に同時入所	半額	無料
市町村民税所得割合算額57,700円未満 (第5階層の一部以下の世帯) ※同時入所を問わない	半額	無料

②【市による利用者負担軽減】※第2子及び第3子以降の児童は申請が必要です。

いすみ市では0～2歳児の児童のうち、第1子及び第2子の児童については保育料の70%を減額し、第3子以降の児童については、保育料を全額免除します。

※第2子の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの20%を市で軽減します。

※第3子以降の児童で国の保育料軽減が50%に該当する場合は、残りの50%を市で軽減します。

(2) ひとり親世帯等

ひとり親世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち、年収約360万円未満の世帯・市町村民税所得割合算額77,101円未満(第6階層までの世帯)については、同時入所を問わず第2子以降は無料となります。ただし、父母等が非課税世帯であって児童と生計を一にしている祖父母等(家計の主宰者)がいる場合は、その者の課税額を含め保育料及び給食費を決定いたします。

(3) 幼児教育の無償化について

3～5歳児と非課税世帯の0～2歳児の保育料は0円です。

(4) 保育所等給食費について ※申請は不要です。

3～5歳児は1か月4,500円の保育所等給食費(副食費)負担がありますが、令和6年度については、市独自の軽減として市内に住所を有する3歳児～5歳児クラスの児童について、保育所等給食費を全額免除します。

* 保育料の軽減については、市税、国民健康保険税及び保育料の滞納がない世帯が対象となります。